

議案第204号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例（平成13年さいたま市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(利用できる自動車)</p> <p>第4条 駐車場を利用できる自動車は、<u>次に掲げる自動車</u>とする。</p> <p><u>(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル、高さ2.00メートル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの</u></p> <p><u>(2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）</u></p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第5条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>別表第2</u>に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することが</p> | <p>(利用できる自動車)</p> <p>第4条 駐車場を利用できる自動車は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第5条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>別表第3</u>に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することが</p> |

できる旨の特約をすることはできない。

4 [略]

できる旨の特約をすることはできない。

4 [略]

別表第1 (第4条関係)

| 区分     | 利用することができる自動車   |
|--------|---|
| 機械式駐車場 | (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ4.70メートル、幅1.70メートル、高さ1.55メートル及び重さ1.5トンを超えないもの<br>(2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ1.55メートルを超えないものに限る。） |
| 平置駐車場  | (1) 省令別表第1に掲げる自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル及び重さ3.0トンを超えないもの<br>(2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）   |

別表第1 (第5条関係)

[略]

別表第2 (第5条関係)

[略]

別表第2 (第5条関係)

[略]

別表第3 (第5条関係)

[略]

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。